

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和39年岩手県告示第262号の7）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名称	位置	取扱店舗		名称	位置	取扱店舗	
[略]			[略]	[略]			[略]
株式会社 ゆうちょ 銀行	[略]	1 本店、支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けた郵便局株式会社の郵便局（自動払込みを利用した県公金（個人の事業税及び自動車税に限る。）の収納事務、株式会社ゆうちょ銀行が指定する様式により窓口で払い込む県公金（県税及びこれに附帯する収入金、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の規定に基づく母子福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金、法の規定に基づく寡婦福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金並びに心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の規定に		株式会社 ゆうちょ 銀行	[略]	1 本店、支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けた日本郵便株式会社の郵便局（自動払込みを利用した県公金（個人の事業税及び自動車税に限る。）の収納事務、株式会社ゆうちょ銀行が指定する様式により窓口で払い込む県公金（県税及びこれに附帯する収入金、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の規定に基づく母子福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金、法の規定に基づく寡婦福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金並びに心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の規定に	

	<p>よる掛金に限る。)の収納事務及びマルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。)</p> <p>2 岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けた郵便局株式会社の郵便局(県が指定する様式により窓口で払い込む県公金(県税及びこれに附帯する収入金、法の規定に基づく母子福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金、法の規定に基づく寡婦福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金並びに条例の規定による掛金に限る。))の収納事務を行うものに限る。)</p>			<p>による掛金に限る。)の収納事務及びマルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した県公金の収納事務を行うものに限る。)</p> <p>2 岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けた日本郵便株式会社の郵便局(県が指定する様式により窓口で払い込む県公金(県税及びこれに附帯する収入金、法の規定に基づく母子福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金、法の規定に基づく寡婦福祉資金の貸付金の償還金及びこれに附帯する収入金並びに条例の規定による掛金に限る。))の収納事務を行うものに限る。)</p>	
[略]			[略]		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。